

お知らせ **特別障害者手当・
障害児福祉手当**

◆特別障害者手当

【対象者】 20歳以上で、身体または知的・精神などに著しく重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の人
※次に該当する場合は支給しません。

- ①施設に入所しているとき
- ②病院や診療所に3カ月以上継続して入院しているとき
- ③受給者とその配偶者、または扶養義務者に一定額以上の所得があるとき

◆障害児福祉手当

【対象者】 20歳未満で、身体または知的・精神などに重度の障がいがあるため、日常生活において常時の介護を必要とする人
※次に該当する場合は支給しません。

- ①障がいを支給事由とする年金を受けているとき
- ②施設に入所しているとき
- ③受給者とその扶養義務者に一定額以上の所得があるとき

《認定を受けるには…》

これらの手当は、本人（障がいの場合は保護者）からの請求により認定されます。障がいの状態については、指定の診断書などを提出していただき審査を行います。

～現況届の提出が必要～

特別障害者手当・障害児福祉手当・経過的福祉手当を受給している人は、受給資格確認のために現況届（所得状況届を含む。）の提出が必要です。必要書類を送付しますので、必ず提出してください。

期日までに提出がないと、受給資格があっても引続き手当を受けることができなくなる場合があります。

【提出期間】

8月10日(木)～9月11日(月)
※土・日曜日、祝日を除く。

【提出先・問い合わせ】

障がい福祉課
☎ 22-9656 FAX 22-9662
各支所住民福祉課

「広報いが市」の点字版・録音版を発行しています

希望される場合はお問い合わせください。

【問い合わせ】 障がい福祉課
☎ 22-9657 FAX 22-9662

お知らせ **児童扶養手当・
特別児童扶養手当 現況届**

◆児童扶養手当現況届

児童扶養手当を受給している人は、毎年8月に現況届の提出が必要です。8月上旬に届く現況届案内通知を確認してください。

また、提出には内容の確認などが必要ですので、必ず受給者本人がこども未来課または各支所住民福祉課で手続きをしてください。

※代理人・郵送不可

【提出期限】 8月31日(木)

※土・日曜日、祝日を除く。

◆特別児童扶養手当所得状況届

特別児童扶養手当を受給している人は、毎年所得状況届の提出が必要です。

8月上旬に届く通知を確認の上、こども未来課または各支所住民福祉課で手続きをしてください。

※郵送不可

【提出期間】

8月14日(月)～9月11日(月)

※土・日曜日を除く。

いずれの届け出も、受給者の現在の状況や前年の所得などについて確認し、引き続き手当を受ける要件があるかどうかを確認するためのものです。

提出がない場合は、8月分以降の手当が受けられなくなります。

【問い合わせ】

こども未来課

☎ 22-9654

FAX 22-9646

※子育て包括支援センター（ハイトピア伊賀）では受け付けできません。



**インターネット
公売**

- せり売り方式 ⇒(世)
- 入札方式⇒(入)

公売の対象は市税の滞納処分として差し押さえた財産です。

◆市ホームページ掲載開始日時

(世)入：8月16日(水) 午後4時

◆参加申込期限

(世)入：9月4日(月) 午後11時

※諸事情により中止になる場合があります。詳しくは、市ホームページでご確認ください。

【問い合わせ】 収税課

☎ 22-9612 FAX 22-9618

お知らせ **特別弔慰金の請求期限が
せまっています**

第10回特別弔慰金の請求期限は平成30年4月2日までです。

期限を過ぎると弔慰金を受ける権利がなくなりますので、お早めにご請求ください。

【対象となるご遺族の条件】

平成27年4月1日時点で、公務扶助料や遺族年金などの受給者（戦没者の妻や父母など）がいないこと
※戦没者が戦死した当時の家族で、1人のみに支給します。

【支給順位】

- ①平成27年4月1日までに戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金受給権を取得した人
- ②子
- ③父母・孫・祖父母・兄弟姉妹
- ④戦没者死亡時まで引き続き1年以上の生計関係を有していた三親等内の親族（甥・姪など）

【問い合わせ】

医療福祉政策課

☎ 26-3940 FAX 22-9673

お知らせ **LPガスの訪問勧誘にご注意を**

「ガス料金が安くなる」などの内容で、ガス業者の変更を勧誘する業者の訪問が増えています。契約してしまうと、後々変更前より料金が高くなるケースもあります。

トラブルを防ぐために、まずは内容をよく確認しましょう。取引している販売店の料金や安全対策などのサービス全体を検討した上で慎重に判断し、必要がなければはっきりと断りましょう。

【問い合わせ】 三重県LPガスお客様相談所 ☎ 059-227-9905

三重県警察 ☎ 110 番

市民生活課

☎ 22-9626 FAX 22-9641

今月の納税

●納期限 **8月31日(木)**

納期限内に納めましょう

市・県民税（2期）

国民健康保険税（2期）

※納税は便利な口座振替で

【問い合わせ】

収税課 ☎ 22-9612

お知らせ拡大版

催し 第2回 あやま人権・ 同和問題学習講座

一人ひとりの人権が尊重され、誰もが参画できる社会の実現をめざして、年4回の講座を開催しています。

【とき】 8月25日(金)

午後7時30分～
(受付：午後7時～)

【ところ】

阿山保健福祉センター ホール

【内容】

演題：「部落問題について」

講師：(公財)反差別・人権研究所みえ

中村 尚生さん

【問い合わせ】 阿山公民館

☎ 43-0154 FAX 43-9019

お知らせ

催し 第13回 伊賀市教育研究集会 全体会・講演会

【とき】 8月17日(木)

【ところ】

伊賀市文化会館 さまざまホール

【内容】

①全体会：午後2時30分～

②記念講演会：午後3時～

演題：「子どもの人間力、学力向上のためにわたしたちができること」

講師：親野 智可等さん

※①は教育研究会会員対象です。

【問い合わせ】

伊賀市教育研究会（伊賀市教育研究センター内）

☎/FAX 21-8839

学校教育課

☎ 47-1283 FAX 47-1290

催し

募集

まちかど通信

コラム

図書・救急など

催し 寺田市民館 「じんけん」パネル展

【とき】 8月30日(木)までの午前8時30分～午後5時

※土・日曜日、祝日を除く。

【ところ】

寺田教育集会所 第1学習室

【内容】

「沖縄戦」

1945年3月末、米軍が沖縄県慶良間諸島に上陸し、「鉄の暴風」と呼ばれた沖縄戦が始まりました。

沖縄県民の4人に1人が亡くなったとも言われるこの戦いを、資料とともに振り返ります。

【問い合わせ】 寺田市民館

☎/FAX 23-8728

催し 全国一斉養育費相談会

～子どものかけがえのない今と、
未来のために～

【とき】 9月2日(日)

午前10時～午後4時

【相談電話番号】

☎ 0120-567-301

【問い合わせ】

三重県青年司法書士協議会

☎ 059-364-3631

こども未来課

☎ 22-9677 FAX 22-9646

催し 認知症の人と家族の会 「伊賀地域つどい・交流会」

【とき】 8月22日(火)

午後1時30分～4時

【ところ】

ゆめぼりすセンター

【内容】

認知症の人を介護する家族の情報交換の場です。

○午後1時30分～：ミュージック
コーディネーターによる音楽療法

○午後2時30分～：情報交換会

【料金】 200円（認知症の人は無料。家族の会会員は100円。）

※認知症の人が参加する場合は、事前に連絡してください。

【問い合わせ】 地域包括支援センター南部サテライト

☎ 52-2715 FAX 52-2281

催し 生涯学習センター サロンコンサート

【とき】 8月22日(火)

午後7時～8時30分

(開場：午後6時30分)

【ところ】 ハイピア伊賀 5階多目的大研修室

【出演】

○菅生 千穂さん（クラリネット）

○城 奈央子さん（ピアノ）

共演（クラリネット）：川崎 好美さん・小島 静穂さん・福岡 裕子さん・山崎 和さん

※駐車場に限りがありますので、できるだけ公共交通機関をご利用ください。

【対象者】 市内在住の人

※小学生以下は保護者同伴

【問い合わせ】

生涯学習課

☎ 22-9679 FAX 22-9692

お知らせ お盆の歯科診療

休診日の急な歯の痛みや腫れなど、どうしても我慢できないときに次の歯科医院で診察を受けることができますので、ご利用ください。

※受診する前には電話で確認し、保険証などを忘れずに持参してください。

【とき・ところ】

○8月13日(日) 午前9時～午後5時
矢谷歯科医院 ☎ 21-0834

(上野忍町2590番地の3)

○8月14日(月) 午前9時～午後5時
村田歯科医院 ☎ 45-2025

(柘植町2296番地)

【問い合わせ】

医療福祉政策課

☎ 22-9705 FAX 22-9673

お知らせ 退職金は国の制度で

中小企業退職金共済制度（中退共済制度）は、開始以来100万社以上の中小企業が利用する国の退職金制度です。

○国が掛金の一部を助成します。

○掛金は全額非課税で、手数料はかかりません。

○外部積立型で管理が簡単です。

○パートタイマーも加入できます。

【問い合わせ】

(独)勤労者退職金共済機構中小企業退職金共済事業本部

☎ 03-6907-1234

FAX 03-5955-8211

【担当課】 商工労働課

お知らせ 8月は「道路ふれあい月間」

国土交通省では、毎年8月1日～31日の1カ月間を「道路ふれあい月間」とし、特に8月10日を「道の日」と定めています。

地域の皆さんには、日頃から道路の除草作業や側溝の清掃、道路補修などにご協力をいただきありがとうございます。

市では道路パトロールを実施し、安全に道路を利用できるよう努めますのでご協力をお願いします。

道路の異常を発見したときはお知らせください。

【問い合わせ】

建設1課 ☎ 43-2321

建設2課 ☎ 43-2328

FAX 43-2324 (共通)